

平成23年5月10日から 市街化調整区域における容積率等の制限が指定されます！

このたび、奈良県内の特定行政庁（奈良県・奈良市・橿原市・生駒市）では、線引きの見直しに伴い、大和都市計画区域のうち奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、生駒郡平群町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、高市郡明日香村並びに北葛城郡上牧町、広陵町及び河合町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を指定しました。今回指定した数値は、平成23年5月10日から適用されます。

詳しい内容については、次の各特定行政庁関係課等に備え置く図書で確認ください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

- | | |
|--|--|
| ○奈良県土木部まちづくり推進局建築課
所管土木事務所建築課
関係市町村都市計画担当課 | （電話 0742-27-7561）
※奈良市、橿原市、生駒市については
各市でのみ閲覧可 |
| ○奈良市 | （電話 0742-34-1111） |
| ○橿原市 | （電話 0744-22-4001） |
| ○生駒市 | （電話 0743-74-1111） |

ご 注 意

平成23年5月10日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、平成23年5月10日以降に建築工事に着手する場合は、指定後の容積率等の規制を受けます。